

議 事 日 程

第 10 回定例会
R 4.10.21 午後 4 時
狛江市防災センター 4 階会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 34 号
狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 35 号
狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 36 号
狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 37 号
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第 38 号
狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

- (1) 令和 5 年度学童クラブの待機児対策について

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (6)
- (3) 令和 3 年度狛江市立小・中学校給食費納入状況について
- (4) 狛江市立公民館運営審議会答申 (狛江市立公民館事業評価の実施について) について

議案第 34 号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年条例第 14 号）の一部改正等に伴い、所用の改正を行う。

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市学校運営協議会規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>守秘義務等</u>)</p> <p><u>第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>委員の職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為</u></p> <p>(2) <u>営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為</u></p> <p>(3) <u>その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為</u></p>	<p>(<u>報償</u>)</p> <p><u>第8条 委員に対する報償は、予算で定めるところによる。</u></p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

指定校変更の許可に関し、必要な条件を付すこと等、所要の改正を行う。

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則（平成28年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の取消し)</p> <p>第5条 教育委員会は、指定校の変更を許可した後に申請した事実と異なる事実が発生した場合及び許可に際し付した条件が守られない場合においては、当該指定校の変更を取り消すことができる。</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第5条 教育委員会は、指定校の変更を許可した後に申請した事実と異なる事実が発生した場合においては、当該指定校の変更を取り消すことができる。</p>

第2号様式から第4号様式までを別紙のように改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

狛江市教育委員会 宛て

保護者氏名

指 定 校 変 更 申 請 書

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則第3条の規定により、次のとおり指定校の変更を申請します。なお、通学途上の安全確保については、保護者の責任において対処します。

ふりがな		続 柄
児 童 生 徒 氏 名	(年 月 日生)	
ふりがな		
保 護 者 氏 名	連絡先 (自宅) (勤務先)	
現 住 所		
前 住 所 転 入 予 定 住 所 保 護 先 住 所 ※該当箇所を○で 囲んでください。		
就 学 希 望 校	狛江市立 学校 第 学年	
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
通 学 方 法		通学時間 分
申 請 理 由		

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
(公印省略)

指定校変更 許可・不許可 通知書

年 月 日付けで申請がありました指定校の変更について、狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則第4条の規定により、許可・不許可としましたので通知します。

児童生徒氏名	
就学 校	狛江市立 学校 第 学年
就学 期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	
不許可の理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第4条関係）

狛 発第 号
年 月 日

狛江市立 学校長 様

狛江市教育委員会
(公印省略)

指 定 校 変 更 通 知 書

年 月 日付けで指定校変更について申請があり，狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則第4条の規定により許可したので通知します。

ふりがな			続 柄
児 童 生 徒 氏 名		(年 月 日生)	
ふりがな		連絡先 (自宅) (勤務先)	
保 護 者 氏 名			
現 住 所			
前 住 所 転 入 予 定 住 所 保 護 先 住 所			
就 学 校	狛江市立	学校 第	学年
就 学 期 間	年 月 日から	年 月	日まで
通 学 方 法		通学時間	分
許 可 要 件			
許 可 の 条 件			

議案第 36 号

狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

区域外就学の許可に関し、必要な条件を付すこと等、所要の改正を行う。

狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則（平成28年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可の取消し） 第5条 教育委員会は、区域外就学を許可した後に申請した事実と異なる事実が発生した場合及び許可に際し付した条件が守られない場合においては、当該区域外就学を取り消すことができる。</p>	<p>（許可の取消し） 第5条 教育委員会は、区域外就学を許可した後に申請した事実と異なる事実が発生した場合には、当該区域外就学を取り消すことができる。</p>

第1号様式から第3号様式までを別紙のように改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

狛江市教育委員会 宛て

保護者氏名

区 域 外 就 学 申 請 書

狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則第3条の規定により、区域外就学を申請します。

なお、通学途上の安全確保については、保護者の責任において対処します。

ふりがな		続柄
児童生徒氏名	(年 月 日生)	
ふりがな		
保護者氏名	連絡先 (自宅) (勤務先)	
現住所		
前住所 転入予定住所 保護先住所		
※該当箇所を○で囲んでください。		
就学希望校	狛江市立 学校 第 学年	
就学期間	年 月 日から 年 月 日まで	
通学方法		通学時間 分
申請理由		

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
(公印省略)

区域外就学 許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学の申請について、狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則第4条の規定により協議し、許可・不許可としましたので通知します。

児童生徒氏名	
就学学校	狛江市立 学校 第 学年
就学期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	
不許可の理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第4条関係）

狛 発第 号
年 月 日

狛江市立 学校長 様

狛江市教育委員会
(公印省略)

区 域 外 就 学 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学の申請について、狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則第4条の規定により協議し、許可しましたので通知します。

ふりがな			続 柄
児 童 生 徒 氏 名		(年 月 日生)	
ふりがな		連絡先	
保 護 者 氏 名		(自宅) (勤務先)	
現 住 所			
前 住 所 転 入 予 定 住 所 保 護 先 住 所			
就 学 校	狛江市立	学校 第	学年
就 学 期 間	年 月 日から	年 月	日まで
通 学 方 法		通学時間 分	
許 可 要 件			
許 可 の 条 件			

議案第 37 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

給食試食会等の参加者の給食費の額及び給食費の納付期限について、所要の改正を行う。

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和元年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（学校給食費の額）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 教育委員会が主催する給食試食会等の参加者の学校給食費の額は、その都度教育長が別に定める。</u></p>	<p>（学校給食費の額）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>（学校給食費の納付）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する納付期限は、毎月末日（8月は除き、12月は25日とする。）までとする。ただし、指定日が金融機関等の休業日のときは翌営業日とする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（学校給食費の納付）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する納付期限は、毎月末日（8月<u>及び3月</u>は除き、12月は25日とする。）までとする。ただし、指定日が金融機関等の休業日のときは翌営業日とする。</p> <p>2・3（略）</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 10 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市文書管理規則（平成 27 年規則第 6 号）の全部改正に伴い、所用の改正を行う。

狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（案）

令和4年 月 日
教育委員会規程第 号

狛江市立学校文書管理規程（平成29年教育委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、狛江市文書管理規則（令和4年規則第54号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略）</p>	<p>（用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、狛江市文書管理規則（平成27年規則第6号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2）（略）</p>

付 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

令和5年度学童クラブの待機児対策について

対策①

名称 和泉小学校放課後クラブ	場所 粕江市立和泉小学校内	定員 50人→70人
-------------------	------------------	---------------

【内容】粕江市立和泉小学校で使用しているプレイルームに加えて、ランチルームを借り受けることにより、育成室を拡張し、定員増を図る。

対策②

名称 (仮称)猪方こどもクラブ	場所 粕江市立粕江第二中学校内	定員 40人
--------------------	--------------------	-----------

【内容】粕江市立粕江第二中学校において時限的な学童クラブを開設する。

【開設日】

日曜日・休日・年末年始を除く毎日

【開設時間】

平日：放課後～午後5時（延長は午後6時45分まで）

土曜日：午前8時15分～午後5時（延長なし）

学校休業日：午前8時15分～午後5時（延長は午後6時45分まで、土曜日を除く）

【育成料】

4,000円/月

【運営主体】

民間（令和6年度より同地区で新規に学童クラブを開設する保育事業者に委託予定）

狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和4年10月1日付発令

新	氏名	旧	備考
企画財政部政策室主任	梅津 幸子	教育部図書館主任 (兼)福祉保健部福祉政策課	
教育部図書館主任	安井 敦子	会計課主任	

会計年度任用職員人事異動

令和4年10月1日付発令

新	氏名	旧	備考
企画財政部市史編さん室 (兼)教育部社会教育課文化財担当	宮川 展夫	企画財政部市史編さん室	

学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (6)

学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間	理由
狛江第一中学校	第 3 学年 1 学級	令和 4 年 9 月 27 日 から 30 日まで	新型コロナウイルス感染症陽性者及び風邪等の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第一小学校	第 1 学年 1 学級	令和 4 年 9 月 30 日 から 10 月 3 日まで	新型コロナウイルス感染症陽性者及び風邪等の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第一中学校	第 3 学年 1 学級	令和 4 年 10 月 5 日 から 7 日まで	新型コロナウイルス感染症陽性者及び風邪等の症状を有する者が複数確認されたため。

なお、いずれの学校においても学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。

令和3年度 給食費の納入状況

区分		調定額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
小学校	現年度	179,875,462	179,649,175	—	226,287	99.9
	過年度	1,458,721	493,359	563,550	401,812	33.8
中学校	現年度	75,854,652	75,551,319	—	303,333	99.6
	過年度	1,509,569	472,424	779,382	257,763	31.3



令和4年9月27日

狛江市教育委員会教育部
公民館長 浅井 信治 様

狛江市立公民館運営審議会
委員長 斎藤 謙一

狛江市立公民館事業評価の実施について (答申)

令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号で狛江市教育委員会教育部公民館長から諮問を受けました標題の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。


公民館事業評価シート

事業名	少年事業 子ども・初心者のための囲碁教室				
予算	歳入予算（円）	歳入実績（円）	歳出予算（円）	歳出実績（円）	
令和2年度			報償費75,000 需用費30,000 ※当該事業の関連項目のみ	報償費54,000	
令和3年度			報償費75,000 需用費30,000 ※当該事業の関連項目のみ	報償費54,000	
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則			
	市の基本計画	狛江市前期基本計画 まちの姿6「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-①「地域における学びの充実」方向性2「生涯を通じた学びの実現」 第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針（4）生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり「地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」			
事業目的	囲碁の楽しさを知り、囲碁に親しむ。 また、対局を通じて人との関わりやルールを学ぶ機会とする。		持続可能な開発目標（SDGs）		
事業内容	開催頻度	年間6回（10月～11月の日曜日開催）			
	新規・継続	継続	実施主体	市	
	実施対象	小学生以上の囲碁初心者	参加者数	延62人	
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価	
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまえ・市教育委員会ホームページ・市内掲示板・市公式SNS（Twitter、Facebook）への掲載・公共施設でのチラシの配布による周知を行った。令和2年度は参加者の過半数を70歳以上の方が占めていたが、令和3年度は小学生が半数を占めるなど、比較的若い世代に参加していただけた。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	参加者10名程度に対し、講師が3名であったため、参加者同士で実際に対局する際にも個別に対応することができていた。講座室（定員40名）で実施したため、換気も十分にできたが、対局時の個別対応の際には距離が少し近くなる場面もあった。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	アンケートの結果、「今後も囲碁を続けていきたい」が9割であったことから、満足度が高いことが伺えた。また、回答者全員が公民館の講座に参加したのは囲碁教室が初めてという回答であったことから、ニーズがあって公民館に来ていただけたのではないかと考えられる。		公民館 A	公運審 A
全体 A					
＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	小学生以上の初心者を対象としたため、参加者は小学生から70歳以上と幅広く、参加者同士の対局練習もあったため、世代を越えての交流の機会とすることもできた。		公民館 B	公運審 B	
			全体 B		
＜発展性＞ 参加者の学びの意欲を促進できたか	講師である日本棋院狛江支部は普段から中央公民館で活動をされている団体であり、囲碁を継続しやすい環境であると言える。参加者のアンケートでは「今後も囲碁を続けていきたい」との回答が9割であったため、学びの意欲を促進できたといえる。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
今後の課題	▼子どもの参加が増加傾向にあるが、引続き、20歳未満の若い世代が集まるよう周知の徹底をする。 ▼他の公民館の活動団体を紹介したり、「公民館だより」を配付する等、公民館をより知ってもらうきっかけを提供し、参加者の学びをさらに促進する。 ▼社会教育の観点から、囲碁の打ち方やルールといった技術面だけでなく、囲碁の歴史や相手への敬意等の教養面も内容に盛り込む。				
総合評価	▼前年度は参加者の過半数が70歳以上を占めていたが、インターネットの申込受付を導入したことにより、今年度は比較的若い世代に参加していただいた。アンケートの結果からもインターネットで申し込みができて良かったという意見が多数であったので、インターネットの申込受付は継続していただきたい。 ▼アンケートの結果、参加者は全員、ここ1年で公民館講座に参加したのは「囲碁教室が初めて」の回答であった。潜在的なニーズを把握するためにも、「囲碁以外で興味のある事業」についても来年度のアンケートでは調査していただきたい。 ▼「囲碁教室」に限った話ではないが、「少年事業」を前提としているため、対象者の年齢幅については、改めて検討していただきたい。				

公民館事業評価シート

事業名	チャレンジ青年学級			
予算	歳入予算 (円)	歳入実績 (円)	歳出予算 (円)	歳出実績 (円)
令和2年度			報償費1158,000 需用費33,000 委託料91,000 使用料及び賃借料60,000	報償費66,200 需用費32,597 委託料0 使用料及び賃借料0
令和3年度			報償費852,000 需用費65,000 委託料91,000 使用料及び賃借料60,000	報償費174,900 需用費64,357 委託料0 使用料及び賃借料0
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則		
	市の基本計画	▼狛江市前期基本計画 まちの姿5「いつまでも健やかに暮らせるまち」 施策5-4「障がい者への支援」方向性3「社会参加・就労の促進」 まちの姿6「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-1「地域における学びの充実」方向性1「学びの環境づくり」 ▼第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針(3)教育環境の整備 ③個に応じた教育の実現に向けた環境整備 基本方針(4)生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり		
事業目的	障がい者の学習・文化・コミュニケーション活動の推進		持続可能な開発目標 (SDGs)	 
事業内容	開催頻度	毎月第1、第3の日曜日 午前10時～午後4時 年間17回 (内在宅活動5回)		
	新規・継続	継続	実施主体	市
	実施対象	市内在住・在勤の義務教育修了の障がいのある方で、通級可能で団体活動のできる方		参加者数
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまへの掲載による周知を行っている。参加者増には繋がっていないが、問い合わせ自体は毎年2・3件あるため、周知はされていると考えられる。これまでの学級生については、年度初めに自宅へ案内を送っている。		公民館 B 公運審 B 全体 B
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	講師(体操・音楽・工作)に事業担当が補助をしている。体操の中での多摩川ウォーキングではボランティアの方が参加者見守り、講師の指導補助を行った。用具は学級生と共に消毒している。新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多くなった際は、公民館活動を在宅活動に切り替えた。		公民館 A 公運審 A 全体 A
	＜満足度＞ 参加者にとって満足の内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	学級生から次回の活動日を確認されることも多く、作業所通所等以外の活動の場が少ないこともあり、学級生の親からも活動を続けてほしいと言われていたため、一定数のニーズはあると考えられる。		公民館 B 公運審 B 全体 B
	＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	一日の活動を振り返る際に、「今日は●●をしました」と話し、「全員が達成した」形で終了できている。現在は特別支援学校の様子を参考にしたり、過去の活動を元に課題を探したりして、そのレベルの調整をし、活動が楽しいものになるよう努めている。		公民館 B 公運審 B 全体 B
	＜居場所＞ 参加者の居場所と成り得るか	▼喜んで、楽しみにしているとは口に出さないし態度でも分かりにくい、活動予定表を見ている、次回の開催日を確認してくるという行動から、また参加したいのだろうと考えられる。 ▼特段学級生同士で仲良くしている様子はないが、欠席者を気に掛ける行動も見られるので、仲間意識はあると思われる。		公民館 A 公運審 A 全体 A
今後の課題	▼他市との情報共有(都公連障がい者青年学級担当者会等)を図り、職員の知識やノウハウの向上を図るとともに、学級の対象者の範囲やカリキュラムについて、見直しを図る。 ▼生徒数の高齢者が占める割合が高いため、新規の方に参加してもらえるような周知・PRを図る。加えて、学級コースや活動時間を分ける等、新規の方が参加しやすい環境づくりを検討する。 ▼「出席率」や「新規学級生数」等、評価の基準となる目標値を定める。			
総合評価	▼市内には、作業所のような障がい者向け施設は多く存在するが、本学級のように、余暇やレクリエーションを生涯学習として無償で楽しめるのは公民館ならではの経験・体験ができる場をこれからも提供し続け、家庭・作業所とは異なる障がい者のサードプレイスとなるよう空間づくりに努めていきたい。			

公民館事業評価シート

事業名	成人学習事業 市民ゼミナール				
予算	歳入予算	歳入実績	歳出予算	歳出実績	
令和2年度			報償費158,400 委託料69,300 使用料及び賃借料9,000	報償費138,600 委託料0 使用料及び賃借料0	
令和3年度			報償費158,400 委託料121,000 使用料及び賃借料9,000	報償費158,400 委託料0 使用料及び賃借料0	
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則			
	市の基本計画	狛江市前期基本計画 まちの姿6「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-①「地域における学びの充実」方向性2「生涯を通じた学びの実現」 第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針（4）生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり「地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」			
事業目的	生活や文化など、身近な暮らしの課題に焦点をあて、市民が個人で考えている、狛江市の今後について意見交換を行う。		持続可能な開発目標 (SDGs) 		
事業内容	開催頻度	年間8回（土曜日開催） ※新型コロナウイルス感染拡大による休館の影響を受け、令和2年度は7回			
	新規・継続	継続	実施主体	市	
	実施対象	市民	参加者数	延べ84人	
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価	
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまえ8月1日号（前半4回分）と11月15日号（後半4回分）、チラシ・ポスター、教育委員会ホームページでの周知を行い、参加者は定員に達した。		公民館 A	公運審 A
				全体 A	
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	講座室（定員40名の部屋）で、講師1名、参加者十数名に対し、8台の机をコの字型にして実施した。講師用はマイクを設置したが、参加者から意見を発表する際には一部の参加者にとって少し聞こえづらい部分もあった。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	毎年度テーマを変えているが、継続して参加している方も多い。テーマの選定にあたっては、前年度のゼミナール参加者からの意見を踏まえながら講師と調整を行っている。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	令和3年度のテーマは「狛江におけるSDGs(持続可能な開発目標)～狛江でSDGsで何を、どう変える～」で、年度ごとに地域の課題について検討を行っている。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
＜学び＞ 市民の学びの場として貢献できているか 生涯を通じて学びを提供できているか	毎年その時々の中身の身近なテーマでゼミナールを行っており、講師から話を聞くだけでなく、参加者一人一人が自分の考えを発表したり、お互いに学び合うことのできる場となっている。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
今後の課題	▼高齢な参加者で、音が聞こえづらい方もいらした。引き続き新型コロナの対策を取りながらも、マイク等の機材を工夫して、すべての方がスムーズに参加できる方法を検討する必要がある。 ▼新型コロナの影響に伴う「中央公民館のつどい」の中止により、ゼミナール内で検討した結果を発表する場がなかった。ゼミナールの成果物を教育委員会HPで掲載する等の代替策を検討する必要がある。 ▼参加者の選定方法に関して、「先着順」の場合、新規申込者が減り、メンバーが固定化してしまう恐れがあるため、次回以降は「多数抽選」も視野に入れた選定方法を設ける必要がある。				
総合評価	▼土曜日以外であれば、参加できる方もいるかもしれないので、そういった実施日についてのニーズ調査もできるとよい。また、「ゼミナール」という言葉に聞き慣れない方のためにも、周知する際はこういった内容で事業が実施されているのかについても案内していただきたい。 ▼毎年継続して参加する方も多いことから、ニーズのある事業であることが伺える。ただし、参加者の固定化や高齢化が見られるため、その時代に合ったテーマ選定や新規の方にも参加してもらえるようなテーマ選定、また募集方法や講師の変更等も踏まえた形で、改めて事業について見直し・改善を図っていただきたい。				

公民館事業評価シート

事業名		女性セミナー いきいき子育てルーム			
予算	歳入予算 (円)	歳入実績 (円)	歳出予算 (円)	歳出実績 (円)	
令和2年度			報償費336,600 需用費10,000	報償費233,100 需用費0	
令和3年度			報償費339,480 需用費10,000	報償費228,450 需用費8,415	
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則			
	市の基本計画	狛江市前期基本計画 まちの姿4「子どもがのびのびと育つまち」 施策4-①「地域社会で支える子育て」方向性1「地域のなかでゆるくつながる仕組みづくり」 まちの姿6「生涯を通して学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-①「地域における学びの充実」方向性2「生涯を通じた学びの実現」 第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針(4) 生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり「地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」			
事業目的	子育てで家に閉じこもりがちなる保護者に、参加者同士の交流と情報交換の機会を持ってもらい、悩みの相談を指導者に行える場として開催している。		持続可能な開発目標 (SDGs)		
事業内容	開催頻度	年間41回 毎週金曜日 午前10時～11時30分			
	新規・継続	継続	実施主体	市	
	実施対象	乳幼児とその保護者	参加者数	延420人	
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価	
	＜周知＞ 市民に周知されているか	年一回の広報こまえ掲載や館内ポスター掲示、また、西河原公民館の外掲示板に掲示をしている。コンスタントに参加者がいるので周知されていると考えられる。		公民館 B	公運審 B
				全体 B	
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	実施場所は西河原公民館幼児室。参加者は平均5組で、それを指導者2人で対応しており、個々の相談など含め手厚く対応できている。新型コロナの対応としては、消毒・検温の徹底や、晴天時に公園を散歩したり、動き回る年・月齢の子が参加する場合は、大きな部屋を使用したりして、密を避けて行った。		公民館 A	公運審 A
				全体 A	
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	参加者の相談に個別に対応できており、リピーターも多くいるため、満足度の高い事業となっていると考えられる。		公民館 A	公運審 A
全体 A					
＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	参加者同士で連絡先の交換などを行っている様子が伺え、仲間づくりが出来ていると考えられる。また、親しくなった参加者同士で子育てに関する情報共有をしているなど、本事業をきっかけに良い場が提供できていると言える。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
＜居場所＞ 参加者の居場所となっているか	新型コロナにより、予約制を導入したが、継続的に参加者が一定数いたことから、ニーズがあり参加者の居場所となっていると考えられる。		公民館 A	公運審 A	
			全体 A		
今後の課題	▼コロナ禍において、今後のクリスマス会等のイベントをどのように行うべきか、また再び感染が拡大した場合に、予約制に戻すかどうか等について検討する。 ▼アンケートで午後の実施を臨む意見が複数あったため、時間区分について改めて検討する。 ▼参加者の紹介だけでなく、広報こまえやSNS等でもっと周知を図り、新規参加者を増やす。 ▼令和4年度から事業名を「女性セミナー」から「子育てセミナー」に変更したことを踏まえ、子育て世帯の男性も参加しやすくなるような周知方法や環境づくりを検討する。				
総合評価	▼一人での育児は孤独や不安に陥りやすく、本事業を通じて、誰かとつながっているという気持ちになることで、保護者の孤独や不安を少しでも和らげる意識のある事業だと考えられる。そのためにもできる限り気軽に参加できるような環境（予約不要等）を継続して提供していただきたい。				

公民館事業評価シート

事業名	女性セミナー 子育てについて考える			
予算	歳入予算 (円)	歳入実績 (円)	歳出予算 (円)	歳出実績 (円)
令和2年度			報酬345,000 報償費139,600 需用費10,000	新型コロナウイルス感染症 拡大防止により中止
令和3年度			報酬345,000 報償費339,480 需用費10,000	報酬365,315 報償費109,600 需用費1,119
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則		
	市の基本計画	狛江市前期基本計画 まちの姿4「子どもがのびのびと育つまち」 施策4-1①「地域社会で支える子育て」方向性1「地域のなかでゆるくつながる仕組みづくり」 まちの姿6「生涯を通して学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-1①「地域における学びの充実」方向性2「生涯を通して学びの実現」 第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針(4)生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり「地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。」		
事業目的	子どもと親の関わり方や子どもの発達について、講義やグループディスカッションにより理解を深め、保護者同士の仲間づくり、子育てや自分の生き方を見つめ直す。	持続可能な開発目標 (SDGs)		 
事業内容	開催頻度	年間11回 9/15~12/1の毎週水曜日 午前10時~正午		
	新規・継続	継続	実施主体	市
	実施対象	乳幼児のいる保護者	参加者数	10人
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまへの掲載やポスターの館内掲示、各児童館、各地域センター及びあいとびあセンターへのチラシの配架、SNSへの掲載等を行った。以前の女性セミナー参加者の口コミや、保育士の紹介等により、定員に達した。		公民館 B 公運審 B 全体 A
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	新型コロナ対策として、消毒や検温、パーティションを導入。また、グループディスカッション等も、参加者同士の距離が保たれるよう配慮した。		公民館 B 公運審 A 全体 A
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	グループディスカッションが活発に行われていることや、アンケートの回答結果からも、満足度の高い事業となっていると考えられる。		公民館 A 公運審 A 全体 A
	＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	社会で孤立しがちな子育て世代の保護者の学びの場を提供した。また、受講生が公民館利用団体として自主化できたことで、自分の子育てについて振り返り、悩みを語り合える仲間づくりに貢献できた。		公民館 A 公運審 A 全体 A
	＜居場所＞ 参加者の居場所となっているか	保護者同士で、講座の後に一緒に食事をしたり子どもを遊ばせたりしていた。また、セミナー終了後、受講者が自主グループを作って交流できている。そのグループは復職により人数を減らしながらも、活動を続けている。		公民館 B 公運審 A 全体 A
今後の課題	▼子育てセミナーとしての内容自体は良いと考えているが、子育てを所管する部署でも類似した事業が実施されているため、当該事業との比較や棲み分けを含め、本事業の進め方について改めて検討する必要がある。 ▼広報こまえやSNS等で周知しているものの、それだけでは定員が満たないため、保育士の紹介等で参加者を募ることが多くなっている。周知方法について、再度検討する必要がある。			
総合評価	▼本事業は、公民館の目的のひとつである「グループ(仲間づくり)の自主化」が継続して図られている事業で、そこが子ども家庭部で実施している類似事業とは大きく異なる点であり、公民館で実施する強みであると考えられる。「公民館に(無償)で子どもを預けることで、大人も子どもも学ぶ」ということは大切であるのは間違いないが、参加申込者の低迷が続いている点も踏まえ、周知方法や開催時期等の運用について、改めて検討していただきたい。			

公民館事業評価シート

事業名		日本語教室事業			
予算	歳入予算 (円)	歳入実績 (円)	歳出予算 (円)	歳出実績 (円)	
令和2年度			委託料518,000	委託料386,000	
令和3年度			委託料495,000 使用料及び賃借料35,000	委託料386,000 使用料及び賃借料0	
事業の位置付け	根拠法	社会教育法、狛江市立公民館条例、狛江市立公民館条例施行規則			
	市の基本計画	▼狛江市前期基本計画 まちの姿6「人権が尊重され、市民が主役となるまち」 施策1-①「平和の希求・人権の尊重」方向性4「多文化共生社会の推進」 まちの姿6「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」 施策6-①「地域における学びの充実」方向性1「学びの環境づくり」 ▼第3期狛江市教育振興基本計画 基本方針(3)教育環境の整備 ③個に応じた教育の実現に向けた環境整備 基本方針(4)生涯を通じた学びの充実 ①学びの環境づくり			
事業目的	国際理解及び国際交流の一環として、外国から来た方々に対して、日本語の学習機会や日本の文化と生活規範の継続的な学習機会を提供する。		持続可能な開発目標 (SDGs)	 	
事業内容	開催頻度	毎週土曜日 午後7時～9時 (計28回開室)			
	新規・継続	継続	実施主体	市	
	実施対象	外国籍の方 日本語学習を支援したい方	参加者数	延614人 (生徒284人)	
事業評価 ＜評価視点＞	評価項目	評価理由		評価	
	＜周知＞ 市民に周知されているか	広報こまえやチラシ、教育委員会及び市民活動支援センターHPにて周知を行った。また、新規の協力者(指導ボランティア)向けに、毎年説明会も実施している。		公民館 A	公運審 A
				全体 A	
	＜環境＞ 事業の実施に伴い、人員、設備、衛生面等は適切であるか	インターネットを活用したリモート授業やオンライン教材について導入できないかを令和3年度から検討した(令和4年度に導入)。親子連れの生徒がいた場合に、子どもを幼児室で見守るスタッフが不足しているのは課題と言える。		公民館 A	公運審 A
				全体 A	
	＜満足度＞ 参加者にとって満足のいく内容であったか 利用者のニーズを反映できているか	生徒及び指導者の登録者のうち、約7割の方に年間を通じて参加していただいたことから、参加者からは一定の支持をいただいていることが分かる。さらなる事業改善に向け、指導者や生徒のニーズを把握する必要がある。		公民館 B	公運審 A
全体 A					
＜達成度＞ 公民館が目的を達成できたか 市の課題解決に役立っているか	日本語学習の支援だけでなく、外国籍の方と触れ合うの交流の場にもなっている。ただ、コロナにより、以前は実施していた日本文化の学びの提供(館外授業)やスピーチ大会(いべんと西河原)が出来ていないため、代替案を検討する必要がある。		公民館 B	公運審 A	
			全体 A		
＜居場所＞ 参加者の居場所と成り得るか	生徒及び指導者の登録者のうち、約7割の方に年間を通じて参加していただいたので、参加者の居場所の1つになっていると言える。コロナ禍により、参加者同士の仲を深める懇親会(飲食を伴うもの)等が中止となってしまうため、来年度以降でできるよう工夫したい。		公民館 B	公運審 A	
			全体 A		
今後の課題	▼協力者及び学習者の満足度やニーズを客観的に把握できるようにするため、アンケート等を実施する。 ▼インターネットを活用した事業(リモート授業やオンライン教材)を取り入れ、参加者のさらなる利便性の向上を図る。 ▼コロナ禍においても、生徒の日本語学習における集大成を発表する場や、参加者同士の懇親を深める場を提供できるようにする。 ▼子どもの見守りを担うスタッフの充実を図る。				
総合評価	▼コロナ禍をきっかけに、インターネットを活用した事業の実現に向けて、準備ができた点は良い。引き続き、インターネットを活用した教室の運用方法について検討いただきたい。 ▼手指の消毒や検温、マスクの着用等を徹底し、新型コロナの感染者を出さずに無事に開校式を迎えることができるとは良かった。館外授業や懇親会等が中止となってしまった場合でも、その埋め合わせができるような代替策を用意しておいていただきたい。				

旧荒井家住宅主屋（古民家園）の茅葺屋根の葺き替え工事について

狛江市立古民家園内にある旧荒井家住宅主屋（市指定文化財）は、狛江の歴史や伝統的な生活様式を伝える貴重な民家建築として、公開・活用していますが、移築・復元から約20年が経過し、茅葺屋根の傷みが激しくなってきたことから、開園20周年を機に全面的な葺き替えを実施します。また、葺き替え工事の経費の一部に充てるため、工事期間に合わせてクラウドファンディングを実施します。



【葺き替え工事について】

- ・ 工事期間：11月14日（月）から令和5年3月初旬まで（予定）
- ・ 工事期間中は、主屋内と主屋周辺を中心とした園庭の大部分に立ち入ることはできませんが、通常どおり開園し、長屋門は見学することができます。
- ・ 期間中には、葺き替え工事の進捗状況にあわせて、解説・見学会等の実施を予定しています。

【クラウドファンディングの実施について】

- ・ 募集期間：令和4年11月15日（火）から令和5年2月12日（土）（予定）
- ・ 目標金額：200万円（葺き替え工事経費の約1割）
- ・ 方 法：ふるさとチョイスを活用したガバメント型クラウドファンディング
返礼品については、通常のふるさとチョイスの返礼品のなかから選択できます。なお、市民の方は返礼品を受け取ることはできません。

○なお、令和5年3月下旬には、葺き替え工事完成のお披露目と開園20周年を兼ねた記念行事を実行委員会形式で実施する予定です。工事の進捗状況により変更となる可能性もありますが、現在のところ、3月最終土曜日あるいは日曜日を予定しています。